⑭　地域中小企業外国出願支援事業

3.4億円

地域の中小企業の戦略的な外国出願を促進するため、都道府県等中小企業支援センター等を通じて、外国への事業展開等を計画している中小企業の外国出願（特許、実用新案、意匠、商標に関する出願をいう。以下同じ。）を支援する。

⑶　地域商業の機能強化による地域経済の活性化

①　地域中小商業支援事業

38.7億円（新規）

次世代のリーダー育成等により商店街組織の体質強化の構造改革に資する事業を支援する。また全国商店街振興組合連合会が行う商店街活性化に係る研究会、都道府県商店街振興組合連合会に対する各種研修事業及び商店街が実施する基礎的活動等を支援する。

②　小規模事業対策推進事業（再掲）

うち　経営安定特別相談事業

0.4億円

経営の危機に直面した中小企業の経営上の様々な問題の解決を図るため、全国の都道府県商工会連合会及び主要商工会議所に設置されている「経営安定特別相談室」での中小企業の相談対応を円滑に実施するために全国商工会連合会及び日本商工会議所が行う指導事業等に対して支援する。

⑷　中小企業・小規模事業者の事業再生

①　認定支援機関による経営改善計画策定支援

405億円（平成24年度補正）

認定支援機関による中小企業・小規模事業者への経営改善計画策定・金融機関調整・フォローアップ等を支援し、経営改善を促進する。

②　中小企業再生支援協議会事業

40.5億円（平成24年度補正）
43.4億円（平成25年度当初）

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号。以下「産活法」という。）に基づき、各都道府県の商工会議等の認定支援機関に設置されている中小企業再生支援協議会において、企業再生及び事業引継ぎに関する知識と経験を持つ専門家が、中小企業再生及び事業引継ぎについての相談を受け、課題解決に向けた適切なアドバイス等を実施する。

また、相談案件のうち、再生のために財務や事業の抜本的な見直しが必要な中小企業については、常駐専門家から構成される支援チーム（必用に応じて、中小企業診断士、公認会計士、弁護士、税理士等の外部専門家を含めることができる。）において、再生計画策定及び金融機関との調整を支援する。

③　認定支援機関等研修事業

1.2億円（新規）

㋐　認定支援機関向け経営改善・事業再生研修事業

認定支援機関を対象として、経営改善計画の策定支援に必要な専門知識を習得するための研修を実施し、経営改善の支援能力を強化していく。

㋑　高度実践型支援人材育成事業

経営支援に実績のある優れた支援機関が、地域金融機関等から研修生を受け入れて実践的な研修事業を行う際に、必要な経費を補助する。

⑸　消費税引き上げに伴う転嫁対策

消費税転嫁対策窓口相談等事業

42.1億円（平成24年度補正）

消費税率の二段階にわたる引上げや制度変更の円滑な実施のため、中小企業団体等と連携して講習会、相談窓口の設置やパンフレット等による周知などを行う。

⑹　被災中小企業・小規模事業者の復旧・復興支援

中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（グループ補助金）による被災施設・設備の復旧・整備の支援などに加え、資金繰り支援、二重債務問題対策等をはじめとして、被災中小企業等の経営支援、経営資源の確保に努める。

①　中小企業等の再生支援

0.6億円

甚大な被害を受けた事業者の二重債務対策に引き続き取り組み、再生を支援する。

②　特別相談窓口等の継続

経済産業局等に設置している特別相談窓口において、被災中小企業者等からの経営・金融相談等にきめ細かく対応する。

③　中小企業電話相談ナビダイヤルの継続

どこに相談したらよいか困っている中小企業のために、一つの電話番号で最寄りの経済産業局につながる「中小企業電話相談ナビダイヤル」を設置する。

Ⅳ．都道府県の事業

１．事業の実施体制

都道府県においては、国との緊密な連携と適切な役割分担の下で積極的に事業の実施に努めるとともに、地域の認定支援機関等との十分な連携のもとに地域の経済及び実情を踏まえた支援措置の効果を最大限発揮するよう事業の実施に努めることが期待される。加えて、その効果をより確実なものとするため、国の事業との相乗効果を図りつつ、以下に例示する支援事業等の実施や、中小企業に対する適切な支援が確保されるよう必要な予算の確保に努めることを期待する。

なお、都道府県等中小企業支援センターとの連携強化を図り、中小企業支援体制を充実するため、本年４月に、全国中小企業取引振興協会を事務局として、「中小企業庁及び都道府県等中小企業支援センター協議会」を設置したところ。現在、２カ月に１回程度の頻度で中小企業支援施策における自治体、都道府県等中小企業支援センターとの連携のあり方などについて検討を進めている。

２．事業の概要

⑴　中小企業の立場からの経営支援の充実・徹底

①　都道府県中小企業支援センター事業

都道府県中小企業支援センターが実施する、中小企業の抱える専門的な経営課題解決のための相談事業、専門家派遣事業、情報提供等事業、研修事業等。

②　中小企業及び支援機関の人材確保・育成支援

㋐　支援人材能力開発事業

地域における中小企業支援機関の支援担当者の能力強化に係る研修事業。

㋑　その他中小企業の人材確保・育成に係る支援事業。

③　中小小売商業の振興支援

㋐　商店街振興組合指導事業

都道府県商店街振興組合連合会が各商店街振興組合等に対し指導等を行う事業。

㋑　その他の中小小売商業の振興に係る支援事業。

④　小規模事業者に対する支援

㋐　経営改善普及事業

全国の商工会、商工会議所及び都道府県商工会連合会が実施する、小規模事業者からの様々な相談に対するきめ細かな対応や、ニーズに応じた専門家の派遣、若手後継者等の人材育成の推進など、小規模事業者の経営改善や経営革新を支援するための事業。